

平成22年度第3回岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会議事要旨

日 時：平成23年2月18日（金）13：30～16：00

場 所：岡山市北区下石井2-6-41 ピュアリティまきび 孔雀

出席者：委員 13人、事務局 8人

〔議 事〕

- (1) 普及啓発用資材「医薬品安心使用パンフレット」の素案について
- (2) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの結果について
- (3) 報告書の作成について

【発言概要】

- (1) 普及啓発用資材「医薬品安心使用パンフレット」の素案について
(事務局からパンフレット(案)を説明)

(岡山県薬剤師会)

「薬局、薬店」となっているが、薬事法では、薬局と店舗販売業となっている。「薬局、薬店」に加え、今は「ドラッグストア」が多くわかりやすいので加えたらどうか。

「GMP」の説明があるが、国が基準を定めていることを加えた方がいいのではないかと。副作用被害救済制度の相談窓口で「医薬品医療機器総合機構」があるが、「PMDA」という言葉(略称)を使うことが多いので、略称を別記した方がいいのではないかと。

「医療費の計算」とあるが、医療費というのは、一般の人は、病院に支払うお金なのか、薬局で支払う薬代を含めたお金なのかよくわからない。保険薬局で調剤した場合には、診療費とは別に調剤薬局の調剤技術料がいることをあまりご存じではないので、その点がこの表現では少し足りないのではないかと。医療費というと医療機関で支払ったのが医療費で、薬局で支払うのが薬代という感覚なので、一般の人の感覚は薬代ではないかと。正確にいうと院内調剤の場合は高くなることはない。

(医薬安全課)

意識調査結果の中で、安くなると思っていたが逆に高くなったとか、安くならなかったという意見もあったので、なぜそうなのかということを中心に簡単にわかるように記載した。あまり細かく書きすぎても読まない人がいるのではないかと感じる。

(長寿社会課)

意識調査結果でも、安くないという意見があったし、市町村の窓口では後発品を使えば安くなると思ったのに安くない場合があるという意見があったので、そのことを踏まえて内容を検討した。医薬品と診療を総合的に一括で支払う場合もあり、全てを含める形ということで、医療費の計算には、薬代以外もあるので安くない場合もあるので、必ずしも安くはないということをご理解いただくために記載した。広くこういう風には書けば一般の方にはこれで理解していただけるのではないかとということで記載している。

（岡山県保健所長会）

支払いの件はクレームがよくある。ここの表現であまり細かく書いてもいけないと思うが、一般的に薬代というと、医薬品をもらう時に払うお金のことを考えると思うが、ここを薬価として、薬価以外に調剤料も含まれるとしたらどうか。

国保医療費の統計処理をされていて、薬局に支払うお金も医療費なんだということを再認識したが、一般消費者の方が、医療費といった時に院内薬局に払うお金も医療費と思っているかということ、それは違うかなと思う。

（岡山県病院協会）

一番の目的は、一般の県民に広く理解を求めるためのパンフレットなので、いかに易しく伝えるかというようにしておかないと、おそらくわからないと思うので、わかりやすいパンフレットにしていきたい。

（岡山県歯科医師会）

「薬代として3割以上安くなることもある」と、かなり具体的な数字が目を引くこともあると思うが、どうかなという気がする。

（長寿社会課）

この数字は、厚生労働省の作ったパンフレットの数字を使わせてもらった。実際はどうかということのは、統計も取っていないしわからない。

（岡山県保健所長会）

これまで医師会の方から指摘があったのが、調剤薬局で変更して処方してもらっている後発品をかかりつけ医は知る術がない。自分が知らないところで変えられて、自分が処方した医薬品ではないものが、薬局から処方されたことを知らないでいることについて、患者さんとの意思疎通に問題がでるなどの制度上のことをいわれていた。そのことについてはどのように考えるか。

（岡山県薬剤師会）

現状でも、後発品に変更した場合には、情報提供をすることになっているが、大きい病院に各薬局がFAXを全部いれるとパンクしてしまうので、お互いの合意の元でそれぞれのやり方で情報提供しており、情報提供をしていないわけではない。たまたま、情報が伝わらない場合もある。

薬剤師会の方で、周知できてないところも見受けられるので、変更した旨を処方医の方に情報提供するように、今後、研修会、セミナー等で周知させていただく。

（岡山県保健所長会）

「薬局で後発品に変更した場合にはかかりつけ医に連絡が行きます。」とひと言入れておけば、患者さんにとっては、「変更してほしい」といいやすい環境になるのではないかな。

（副会長）

今いわれた文言はあってもいいかなという気がする。後発品に変えた時に、FAX等何

らかの形で元の病院に知らせることが前提になっているので、安心使用のため文言として入れることは必要かなと思う。

(岡山県薬剤師会)

「医薬品の正しい使い方」では、一般用医薬品と医療用医薬品の両方を含めたものであるならば、医療用医薬品の場合は、院内であろうが院外であろうが、添付文書(能書)は付かない。薬剤情報提供書は必ず出すので、薬剤情報提供書、添付文書(能書)にすればいいのではないか。

(2) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの結果について

(岡山県保険者協議会から別添資料により説明)

(岡山県歯科医師会)

だいぶ効果が上がっているようにも思う。もちろん医療費の削減効果も大切だと思っているが、我々医師は自分が出す薬には責任をもって出しているわけで、保険者や行政が医師と患者さんの間に入ってきて、相互関係が崩れない程度にやっていただけたらと思う。

(副会長)

軽減可能額、年齢階層別の切り換え割合を見ると、若年者の方が切り換える割合が低いし、1,000円以上などの金額の高い方が切り換える割合が高いというのが歴然としている。1,000円以上というのは医師は処方段階で認識してないと思うが、妙に金額に相関している。

(まとめ)

(副会長)

2年間6回にわたって、皆さんにご検討いただき、安心使用するための問題点、方向性が浮き彫りになった。今回のパンフレットで一つの締めはできるだろうと思うが、これから重要になってくると思う。今後はそれぞれの団体を通して、この課題をもっと普及していくように是非ともご協力いただきたい。